

「三重の木づかい条例」を制定しました

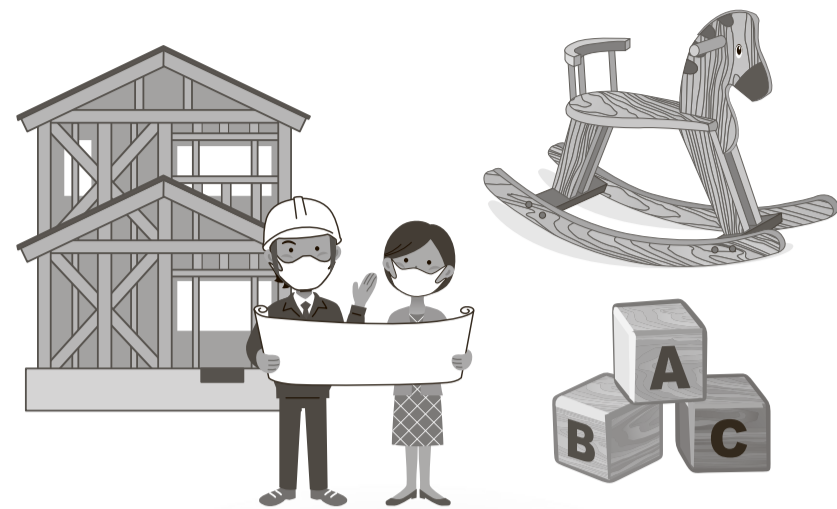
条例制定の経緯と目的

三重県議会では、令和2年1月に「三重県産材利用促進に関する条例検討会」を設置し、県産材の利用を促進していくための条例の制定に向けた検討を行いました。同検討会での約1年1カ月の検討を経て取りまとめた「三重の木づかい条例案」は、令和3年3月23日の本会議において、全会一致で可決・成立しました。制定された「三重の木づかい条例」は、一部を除き、令和3年4月1日から施行されています。

この条例は、県民および事業者の参加の下、木材利用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や林業および木材産業の健全な発展による地域経済の活性化、そして県民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現につなげていくことを目的としています。

条例の主な内容

- 「三重の森林づくり条例」と相まって、県産材の利用を最も優先して推進することといった木材利用の推進に当たっての基本理念を定めています。
- 県、森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、教育関係者等、県民および事業者の責務や県と市町との協働について定めています。
- 施策を推進するための仕組みとして、知事が「木材利用方針」を定めることとしています。
- 基本的施策として、県の率先利用や森林教育・普及啓発などを定めています。
- 施策を推進するための体制の整備や財政上の措置について定めています。



県民および事業者の責務

条例では、県民および事業者の責務として、木材利用の意義について理解を深め、その日常生活や事業活動を通じて木材利用に積極的に努めることなどを定めており、木材利用の推進に向けて県民および事業者の皆さんのご協力をお願いしています。



「三重の森林づくり条例」の一部改正も行いました

「三重の木づかい条例」の制定に向けた検討にあわせて、環境生活農林水産常任委員会で「三重の森林づくり条例」の一部改正について検討が行われ、県と市町との協働についての規定の新設や県産材の利用の促進に関する規定内容の充実などを内容とする同条例の一部改正案を取りまとめました。この条例改正案は、令和3年3月23日の本会議において、全会一致で可決・成立しました。条例改正の内容は、令和3年4月1日から施行されています。



議決機関としての県議会の役割

地方自治体は、国の議院内閣制と異なり、首長と地方議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶという制度をとっており、これを二元代表制といいます。首長とは、都道府県では知事となります。

ともに住民を代表する知事と議会が緊張関係を保ちながら、議会が知事と対等な機関として、県の運営の基本的な方針を決定するとともにその執行を監視し、積極的な政策提案を通して政策形成の舞台となることこそ、二元代表制の本来の在り方であると言えます。



県民

選挙で選びます

意見や要望を出します。

県民の暮らしをよくする仕事をします。



知事

(執行機関)

県の仕事の内容や
お金の使い方について
提案します。

県の仕事の内容や
お金の使い方について
議決します。

県議会

(議決機関)



県議会の主な仕事

●県の運営の基本的な方針を決定

予算や県の基本的な計画、条例の制定・改正など、県の重要な事項を本会議で審議・議決します。

●執行を監視

前年度の県政の成果や課題を取りまとめた成果レポートの調査や決算の審査などを通じて、翌年度の県の経営方針の策定や当初予算編成につなげます。

知事などに対して県政全般に関するさまざまな質問を行います。

●積極的な政策提案

知事から提出された議案を審議、審査するだけでなく、住民本位の立場から、議員として、会派として、あるいは会派合同で、独自の政策提言や条例案などの政策立案に取り組みます。